

『住宅用火災警報器の取付等を支援します！！』

住宅用火災警報器を購入済みで、**取付け等**をすることが困難な**高齢者や障がい者世帯**のうち、取付け等を希望する世帯に対し、**消防職員が住宅用火災警報器の取付け等を支援します。**

支援対象世帯

二本松市、本宮市、大玉村に居住する方で、次の(1)~(3)に掲げる世帯員で構成されている世帯が支援対象となります。ただし、自ら住警器を設置することが困難であると署長が認める世帯についてはこの限りではありませんのでご相談下さい。

- (1) **65歳以上の方のみ**で構成される世帯
- (2) **身体障がい者手帳の交付を受けている方のみ**で構成されている世帯
- (3) (1)及び(2)に該当する**世帯員のみ**で構成される世帯



申請方法

住宅用防災警報器取付等支援申請書に住宅用防災警報器取付等支援に関する同意書を添付し最寄りの消防署又は出張所へ申請してください。（申請者が身体的理由等により自ら申請することが困難なときは、代理人が申請することができます。）※郵送も可

相談窓口

用紙はQRコードからもダウンロードできます。



取付等支援を希望する方は、次の場所へご相談下さい。

住警器設置で 安全な暮らし



安達地方広域行政組合

北消防署 予防係 24-1574

東和出張所 46-2320

岩代出張所 55-2214

南消防署 予防係 33-2875

消防本部 警防課 24-1577

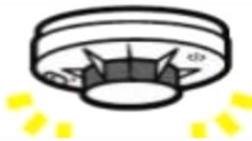
取付支援条件は裏面へ続く→

取付等支援条件



取付等支援を希望する方は、次の(1)~(4)に掲げる条件を満たさなければなりません。

- (1) ビスで止めることのできる**住宅用火災警報器**を各世帯で**事前に準備**していること。



- (2) 取付等に必要な**ビス等**を用意していること。



- (3) 取付等支援に際して**申請者**（申請者が立ち会えない場合は、代理人とする。）が**立ち会えること**。



- (4) 取付等後に設置場所の変更、電池交換、取り外し（設置後10年経過その他経年劣化しているものを取り換える場合を除く。）及び取付後に発生した火災において、当該感知器の不作動等により生じた人的、物的及びその他の損害について、補償等を求めないことに**同意していること**。

10年経ったら交換しましょう



設置義務です
住宅用火災警報器



突然襲いかかる火災

事前の備えが生死を分ける！！

【住宅用火災警報器】 を設置しましょう